

議案第47号参考資料

豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年豊明市条例第31号）新旧対照表

現行			改正後（案）		
別表（第2条、第5条関係）			別表（第2条、第5条関係）		
区分	報酬額（単位 円）	費用弁償の額	区分	報酬額（単位 円）	費用弁償の額
（略）			（略）		
青少年健全育成推進員	年額 21,000		青少年健全育成推進員	年額 21,000	
			民間活用事業推進アドバイザー	1回 18,400	旅費条例による3級職相当額
			民間活用事業推進審査委員会委員長	1回 14,400 ただし、会議の時間が4時間以内の場合 10,000	旅費条例による8級相当額
			民間活用事業推進審査委員会委員	1回 12,000 ただし、会議の時間が4時間以内の場合 8,400	
上記以外の附属機関の委員その他の構成員	1回 7,200 ただし、会議の時間が4時間以内の場合 5,000	旅費条例による8級相当額	上記以外の附属機関の委員その他の構成員	1回 7,200 ただし、会議の時間が4時間以内の場合 5,000	

議案第48号参考資料

第1条 豊明市税条例（昭和47年豊明市条例第44号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（納税証明事項）</p> <p>第20条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）<u>第1条の5第2号</u>に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は、2輪の小型自動車について天災その他止むを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>（納税証明書の交付手数料）</p> <p>第20条の4 法第20条の10に規定する納税証明書の<u>交付</u></p> <hr/> <p>_____を請求する者は、手数料を納付しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（所得割の課税標準）</p> <p>第32条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 <u>前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則</u></p>	<p>（納税証明事項）</p> <p>第20条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）<u>第1条の9第2号</u>に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は、2輪の小型自動車について天災その他止むを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>（納税証明書の交付手数料）</p> <p>第20条の4 法第20条の10に規定する納税証明書の<u>交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）</u>を請求する者は、手数料を納付しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（所得割の課税標準）</p> <p>第32条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 <u>前項の規定は、前年分の所得税に係る第35条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</u></p>

に定める事項の記載があるとき（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

（1） 第35条の2第1項の規定による申告書

（2） 第35条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

5 （略）

6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認め

5 （略）

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第35条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

るときは、この限りでない。

(1) 第35条の2第1項の規定による申告書

(2) 第35条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第33条の9 所得割の納税義務者が、第32条第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第33条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対してその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 (略)

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第33条の9 所得割の納税義務者が、第32条第4項に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第33条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対してその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 (略)

(市民税の申告)

第35条の2 第25条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者

に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第33条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者等」という。)並びに第26条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)についてはこの限りでない。

(市民税の申告)

第35条の2 第25条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限

る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第33条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者等」という。)並びに第26条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)についてはこの限りでない。

2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第4項ただし書の規定により、市長の定める様式による。

3～9 （略）

（所得税にかかる更正又は決定事項の申告義務）

第35条の3 （略）

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。）のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により附記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は当該確定申告書に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を附記しなければならない。

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）

第35条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載

2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額_____及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第3項ただし書の規定により、市長の定める様式による。

3～9 （略）

（所得税にかかる更正又は決定事項の申告義務）

第35条の3 （略）

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。）のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は当該確定申告書に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を付記しなければならない。

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第35条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載

_____を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

2～5 (略)

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第67条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧

_____を行うものは、手数料を納付しなければならない。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合には、手数料を徴しない。

2 (略)

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

る所得を有しない者を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 特定配偶者の氏名

(3) (略)

(4) (略)

2～5 (略)

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第67条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧(法第

382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)を行うものは、手数料を納付しなければならない。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合には、手数料を徴しない。

2 (略)

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第67条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付

_____を請求するものは、手数料を納付しなければならない。

2 (略)

附 則

第7条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合

（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第33条の3及び第33条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 (略)

2 法附則第15条第2項第5号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

3～16 (略)

第67条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）

_____を請求するものは、手数料を納付しなければならない。

2 (略)

附 則

第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合

（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第33条の3及び第33条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 (略)

2 法附則第15条第2項第5号に規定する市の条例で定める割合は5分の4とする。

3～16 (略)

17 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は、4

17 (略)

18 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 (略)

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払いを受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第32条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合（次に掲げる場合を除く。）に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第33条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

(1) 第32条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第32条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

分の3とする。

18 (略)

19 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 (略)

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 (略)

2 (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 (略)

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適

3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 (略)

2 (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8 _____ の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 (略)

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第35条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第35条の2第1項の規定による申告書

(2) 第35条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

5 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 (略)

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

5 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 (略)

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第35条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

(1) 第35条の2第1項の規定による申告書

(2) 第35条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

5 (略)

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第33条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第32条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

5 (略)

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第33条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年分の所得税に係る同条第4項に規定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合

_____であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第32条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

第25条 削除

第2条 豊明市税条例の一部を改正する条例（令和3年豊明市条例第20号）新旧対照表

現行	改正後（案）
豊明市税条例（昭和47年豊明市条例第44号）の一部を次のように改正する。 （中略） 第35条の3の3第1項中「 <u>控除対象扶養親族を除く</u> 」を「 <u>年齢16歳未満の者</u> 」に限る」に改める。 （後略） 附 則	豊明市税条例（昭和47年豊明市条例第44号）の一部を次のように改正する。 （中略） 第35条の3の3第1項中「 <u>扶養親族（</u> 」の次に「 <u>年齢16歳未満の者又は</u> 」を加え、「 <u>有しない者を除く</u> 」を「 <u>有する者に限る</u> 」に改める。 （後略） 附 則

(市民税に関する経過措置)

第2条 (略)

2 新条例の規定中個人の市民税に関する部分

_____は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第2条 (略)

2 新条例第26条第2項及び第35条の3の3第1項並びに附則第5

条第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

議案第 4 9 号参考資料

豊明市都市計画税条例（昭和 4 7 年豊明市条例第 4 5 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>附 則</p> <p>3 略</p> <p>（改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>4 略</p> <p>（宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>5 及び 6 略</p> <p>7 <u>附則第 5 項</u>の規定の適用を受ける宅地等に係る令和 4 年度分及び令和 5 年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 1 0 分の 2 を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3（第 1 8 項を除く。）又は附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>附則第 5 項</u>の規定にかかわ</p>	<p>附 則</p> <p>3 略</p> <p><u>（法附則第 1 5 条第 4 4 項の条例で定める割合）</u></p> <p>4 <u>法附則第 1 5 条第 4 4 項に規定する市の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。</u></p> <p>（改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>5 略</p> <p>（宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>6 及び 7 略</p> <p>8 <u>附則第 6 項</u>の規定の適用を受ける宅地等に係る令和 4 年度分及び令和 5 年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 1 0 分の 2 を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3（第 1 8 項を除く。）又は附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>附則第 6 項</u>の規定にかかわ</p>

らず、当該都市計画税額とする。

8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）

らず、当該都市計画税額とする。

9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）

10 略

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)

11～13 略

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

14 略

15 附則第5項及び第7項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第5項及び第8項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第5項、第6項、第8項及び第9項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第8項から第10項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第10項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第10項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第11項から第13項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第12項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

16 略

(廃止規定)

17 略

(平成30年度から令和2年度における用途変更宅地等及び類似用途

11 略

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)

12～14 略

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

15 略

16 附則第6項及び第8項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第6項及び第9項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第6項、第7項、第9項及び第10項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第9項から第11項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第11項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第12項から第14項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第13項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

17 略

(廃止規定)

18 略

(平成30年度から令和2年度における用途変更宅地等及び類似用途

変更宅地等に対して課する都市計画税の特例)

18 略

変更宅地等に対して課する都市計画税の特例)

19 略

豊明市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成24年豊明市条例第30号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(審査委員会)</p> <p>第6条 (略)</p> <p><u>2</u> 審査委員会は、選定等を行う施設ごとに置くものとする。ただし、施設の設置目的が類似する複数の施設及び隣接施設等で一括管理により効率的な管理が達成される施設については、一の審査委員会の設置により、複数の施設を一括管理する<u>指定管理者の選定等</u>を行うことができる。</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> <u>前4項</u>に定めるもののほか、審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>(審査委員会)</p> <p>第6条 (略)</p> <p><u>2</u> <u>前項の規定は、選定等について豊明市民間活用事業推進審査委員会設置条例（令和4年豊明市条例第 号）第1条に規定する豊明市民間活用事業推進審査委員会に諮問するときは、適用しない。</u></p> <p><u>3</u> 審査委員会は、選定等を行う施設ごとに置くものとする。ただし、施設の設置目的が類似する複数の施設及び隣接施設等で一括管理により効率的な管理が達成される施設については、一の審査委員会の設置により、複数の施設を一括管理する_____選定等を行うことができる。</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> <u>前各項</u>に定めるもののほか、審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>

豊明市子ども医療費支給条例（昭和48年豊明市条例第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、本市の区域内に住所を有し、かつ、出生の日以後<u>15歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>2 （略）</p> <p><u>3 この条例において「未就学児」とは、「子ども」のうち6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</u></p> <p><u>4 この条例において「就学児」とは、「子ども」のうち未就学児以外の者をいう。</u></p> <p>（受給資格者）</p> <p>第3条 （略）</p> <p><u>2 前項</u>の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者の保護者は受給資格者とし<u>ない</u>。</p> <p>（1）～（4） （略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、本市の区域内に住所を有し、かつ、出生の日以後<u>18歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>2 （略）</p> <p><u>3 この条例において「高校生等」とは、「子ども」のうち15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</u></p> <p>（受給資格者）</p> <p>第3条 （略）</p> <p><u>2 高校生等が、国民健康保険法若しくは社会保険各法の規定による保険料（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による国民健康保険税を含む。）を納付する義務がある場合又は成年に達した場合は、当該高校生等を受給資格者とすることができる。</u></p> <p><u>3 前2項</u>の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者の保護者は受給資格者とし<u>ない</u>。</p> <p>（1）～（4） （略）</p>

(支給の範囲)

第4条 市長は、子どもの疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付_____が行われた場合において、当該医療に関する給付の額と当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における給付の額との合計額が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則に定める手続に従い、当該子どもの保護者である受給資格者に対し、その満たない額に相当する額を子ども医療費（以下「医療費」という。）として支給する。

2 (略)

(子ども医療費受給者証)

第5条 この条例による医療費の支給を受けようとする _____受給資格者は、市長に申請し、規則に定めるところにより、この条例による医療費の支給を受ける資格を証する子ども医療費受給者証（以下「受給者証」という。）の交付を受けなければならない。

(支給の方法)

第7条 市長は、受給者が医療機関等で医療を受けた場合には、医療費として当該医療を受けた者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該医療機関等に支払うことができる。

2・3 (略)

(支給の範囲)

第4条 市長は、子どもの疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付(高校生等にあつては、入院に係るものに限る。)が行われた場合において、当該医療に関する給付の額と当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における給付の額との合計額が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則に定める手続に従い、_____受給資格者に対し、その満たない額に相当する額を子ども医療費（以下「医療費」という。）として支給する。

2 (略)

(子ども医療費受給者証)

第5条 この条例による医療費（高校生等の医療費を除く。）の支給を受けようとする受給資格者は、市長に申請し、規則に定めるところにより、この条例による医療費の支給を受ける資格を証する子ども医療費受給者証（以下「受給者証」という。）の交付を受けなければならない。

(支給の方法)

第7条 市長は、子どもが医療機関等で医療を受けた場合には、医療費として受給者 _____に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該医療機関等に支払うことができる。

2・3 (略)

4 高校生等に係る医療費の支給は、当該医療費を受給資格者に支払う。

豊明市公共下水道事業受益者分担に関する条例（令和元年豊明市条例第44号）新旧対照表

現行	改正後
<p>(分担金の額)</p> <p>第4条 受益者の負担する分担金の額は、次の表の左欄に掲げる分担区の区分に応じ、同表の右欄に掲げる1水道メーター当たりの分担金の額に、当該受益者が所有する建築物の水道メーター数を乗じて得た額とする。<u>ただし、勅使台団地管理組合法人の管理区域については、第2条第2項を適用し当該管理組合を受益者と定め、地区総額での一括賦課及び徴収とする。</u></p> <p>【別記1 参照】</p> <p>2 (略)</p>	<p>(分担金の額)</p> <p>第4条 受益者の負担する分担金の額は、次の表の左欄に掲げる分担区の区分に応じ、同表の右欄に掲げる1水道メーター当たりの分担金の額に、当該受益者が所有する建築物の水道メーター数を乗じて得た額とする。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>2 (略)</p>

【別記1】

現行

分担区の名称	1 水道メーター当たりの分担金額又は地区総額	
査掛地区	φ 1 3 mm	1 7 6, 2 0 0 円
	φ 2 0 mm	4 2 0, 1 0 0 円
	φ 2 5 mm	6 5 6, 1 0 0 円
	φ 3 0 mm	9 4 5, 8 0 0 円
	φ 4 0 mm	1, 6 8 3, 4 0 0 円
	φ 5 0 mm	2, 6 3 0, 0 0 0 円
	φ 7 5 mm	5, 9 1 9, 4 0 0 円
	井戸水	1 7 6, 2 0 0 円
勅使台団地地区	勅使台団地管理組合法人の管理区域で組合が一括で納める場合の総額	8 3, 2 1 8, 0 0 0 円

改正後

分担区の名称	<u>1 水道メーター当たりの分担金額</u>	
沓掛地区及び勅使台団地地区	φ 1 3 mm	1 7 6, 2 0 0 円
	φ 2 0 mm	4 2 0, 1 0 0 円
	φ 2 5 mm	6 5 6, 1 0 0 円
	φ 3 0 mm	9 4 5, 8 0 0 円
	φ 4 0 mm	1, 6 8 3, 4 0 0 円
	φ 5 0 mm	2, 6 3 0, 0 0 0 円
	φ 7 5 mm	5, 9 1 9, 4 0 0 円
	井戸水	1 7 6, 2 0 0 円